

## 学校徴収金の公会計化の今後の方向性について

「学校徴収金の公会計化」については、区政経営改革推進計画（以下、「計画」という。）において、令和7年度試行実施、令和8年度実施と計画している。今般、この間の検討を踏まえ、取組の方向性を以下のとおり整理したことから、今後はこれに基づき、進めていくこととする。

### 1 明らかとなった課題

この間、公会計化の対象とする学校徴収金の種類、公会計化の手法等について多様な角度から検討を進めてきた。検討の結果、公会計化を進めるにあたって、以下の課題が明らかとなった。

○現在、学校が徴収している金銭は、部活動経費など対象者が限られるもの、副教材など各学校で購入物品が異なるもの、保護者と事業者間の直接取引が可能なものなど多種多様であり、それぞれ性質が異なる。そのため、徴収金ごとの公会計化の適否の判断及び公会計化に向けた課題の整理と解決策の検討には、相当の時間を要する。

○児童・生徒約3万人の徴収業務を円滑に行うためには、徴収管理システムの構築が必要である。当該システムは、児童・生徒情報を管理する学齢簿システムとの連携及び区立学校情報ネットワークシステムにより、教育委員会事務局と各学校の双方から入力ができるようにしなくてはならない。

しかしながら、現在、基幹業務システム標準化の対象である学齢簿システムは、国が目標と定める令和7年度末までの標準化移行が困難となっている。また、区立学校情報ネットワークシステムは、令和7年9月に更新する予定である。こうしたことを踏まえると、徴収管理システムは、関連するシステムの更新等が完了したのちに、構築することが効率的である。

### 2 課題を踏まえた今後の方向性

こうした状況においても、公会計化による透明性の向上の取組を進めていくため、学校徴収金を一斉に公会計化するのではなく、課題整理の結果、公会計化が可能と判断した徴収金から順次、公会計化を実施することとする。

○令和7年度から、学校給食費の公会計化を先行実施する。

・学校給食の無償化に伴い、教職員等からの徴収のみとなっており、他徴収金と比較して徴収管理対象が限定的であるため、徴収管理システムを導入せずに公会計化を実施することが可能である。

○その他の学校徴収金については、引き続き課題の整理や解決策の検討を進めるとともに、徴収管理システムの構築に向けた検討を進めていく。なお、徴収管理システムを導入する際には、学校給食費についても当該システムでの管理に移行する。

### 3 学校給食費公会計化に向けた今後の取組

#### (1) 学校給食費公会計化のスキームの検討

次のスキームを基本として、具体的な検討を進める。

##### ○契約及び支出について

- ・「食材納入事業者登録制度」を創設し、教育委員会事務局において、「食品の安全管理の徹底」「必要な供給量の確実な提供」など、一定の要件を満たした事業者を登録する。
- ・区と事業者間で契約を締結し、食材の発注・納品確認等は各学校で行う。
- ・納品確認後、業者からの請求に基づき、教育委員会事務局において支払業務を行う。

##### ○教職員等からの学校給食費の徴収について

- ・校長が金銭出納員として教職員等から学校給食費を収納し、区へ払込を行う。

#### (2) 規定の整備

学校給食に係る規則等の制定や会計事務規則の改正など、必要な規定整備を行う。

#### (3) その他

学校給食費公会計化の円滑実施に向けては、各学校との調整・連携が欠かせない。引き続き、校長や学校職員等の意見を踏まえつつ、具体的な検討を進める。

### 4 その他

計画においては、学校徴収金公会計化を令和7年度試行実施、令和8年度実施としているが、令和7年度に学校給食費公会計化を先行実施することとなるため、これを踏まえた計画の一部修正を行う。

### 5 今後の主なスケジュール（予定）

令和6年9月 第3回区議会定例会に報告

令和7年1月 食材納入事業者への説明、事業者登録申請開始

4月 学校給食費公会計化の実施

4月～ その他の学校徴収金の公会計化について検討

## 学校給食費公会計化後の事務処理の流れ（イメージ）

